

# INFORMATION

## 自転車乗車用ヘルメット寄贈

令和5年4月1日付道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に対して自転車乗車用ヘルメット着用が努力義務化されたことを受け、登下校時における交通事故未然防止を目的として、和歌山県教育委員会にヘルメット54個を寄贈しました。

令和4年度における和歌山県内での学校事故に関する報告によると、自転車に関連する事故報告は63件あり、全体の約62%を占める割合となっています。

また、交通事故の多い時間帯で見ると、そのほとんどが登下校中に起こっており、頭部を損傷する重大な被害につながる事故も発生しています。

警察庁によると、ヘルメットを着用していない場合、している場合よりも事故時の死亡リスクが約2.6倍高まるとされており、このことからヘルメットを着用することの重要性がわかります。

ヘルメットは、令和5年11月6日に県教育委員会から県内5校の特別支援学校に配布され、自転車の安全利用に対する意識を高めるとともに、ヘルメット着用の推進、登下校時における交通事故の未然防止に役立てられます。

今後もJA・JA共済連と連携し、更なる交通事故未然防止に取組み、地域貢献活動を通じて地域との絆を強化し、地域の皆さまが健康で安心して暮らせる豊かな地域社会づくりに貢献してまいります。



【県教育庁学校教育局教育支援課 川口課長からヘルメットを受け取る様子】



【ヘルメットを着用する生徒たち】